

公取協

AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL NEWS

ニュース

vol.86

2025.7

信頼されるクルマ販売を促進する

CONTENTS

2025年度定時総会を開催	1
選任・退任された副会長・理事・監事	3
中古車の展示車(プライスボード)の表示に関する 施行規則改正(案)が定時総会で承認されました	4
プライスカードのデザインを追加、改正規則にも対応	5
会員店を対象とした、「店頭表示に関する 規約遵守状況調査結果」の概要	5
「新聞、チラシ広告の表示に関する 規約遵守調査結果」の概要	6
中古車の修復歴の不当表示を行った会員に対し、 「厳重警告」及び「違約金」の措置	7
大手中古車専門店の不当な価格表示に対し、 「警告」の措置	8

編集・発行／一般社団法人 自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F TEL 03-5511-2111(代表) FAX 03-5511-2112

<https://www.aftc.or.jp/>

2025年度定時総会を開催

—2024年度事業報告書(案)及び決算書(案)等を承認—

当協議会は2025年6月11日(水)、東京・千代田区の都市センターホテルにおいて2025年度定時総会を開催(来場、オンラインのハイブリッド形式)いたしました。総会では、第1号議案=2024年度事業報告書(案)及び決算書(案)の件、第2号議案=自動車業における表示に関する公正競争規約の中古車に関する施行規則改正(案)の件、第3号議案=理事・監事の選任(案)の件、報告事項=2025年度事業計画書及び会費額並びに予算書の件についてそれぞれ審議し、原案通り承認されました。



開催挨拶をする加藤副会長



全体風景

なお、総会終了後に、次の方々よりご祝辞をいただきました。

消費者庁 審議官 田中久美子 様
経済産業省 製造産業局 自動車課 課長 伊藤 政道 様

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引部長 原 一弘 様
国土交通省 物流・自動車局自動車情報課 自動車登録デジタル化推進室長 高井 誠治 様

2024年度事業報告

四輪車関係の主な事業

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

- 1) 規約遵守状況調査の実施
- 2) 広告表示適正化のための普及活動の実施
- 3) 関係団体との連携による規約普及活動の推進

2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動

- 1) 会員事業者(「表示管理者」)等を対象とした研修会の開催
- 2) 広告関係事業者(「広告表示管理者」)を対象とした研修会の開催
- 3) 「表示管理者」を通じた規約普及活動の推進と表示管理体制充実の促進

3. 中古車の「支払総額」の表示を定着させるための普及活動

- 1) 「支払総額」の表示を定着させるための普及活動等の実施
 - ①各地区公取協事務取扱所と連携した普及活動の実施
 - ②「支払総額」の解説動画やプライスカード作成システムを活用した普及促進
 - ③「支払総額」の表示についての消費者に対するPR活動の実施
 - ④「支払総額」の表示の定着状況に関する実態把握の実施
- 2) 不当な価格表示に対する監視・指導の強化と厳正な対処
 - ①苦情相談のモニタリングと販売実態のモニタリングの実施
 - ②苦情相談の多い事業者の表示と販売実態調査の実施
 - ③不当な価格表示に対する厳正な対処
- 3) 店頭展示車の表示（プライスボード）に関する規定見直しの検討

4. 修復歴等の不当表示の未然防止と厳正な対処

- 1) 修復歴及び冠水車、走行距離等の不当表示の未然防止の実施
- 2) 修復歴等の不当表示に関する監視調査の継続実施と厳正な対処

5. 「ステルスマーケティング告示」の施行に伴う規約・規則改正（案）の認定・承認申請及び周知活動

- 1) 規約・規則改正（案）の認定・承認申請
- 2) 「口コミ」投稿等における不当表示未然防止のための周知活動の実施

6. カタログ等の装備品の表示の問題点及び適正表示に関する周知活動

- 1) ウェブカタログの装備品表示の問題点等に関する周知活動の実施
- 2) 消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施

7. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動

- 1) 運転支援機能（レベル1、2）及び自動運転機能（レベル3）に関する表示の考え方の周知活動の実施
- 2) 自動運転機能（レベル4以降）に関する表示のあり方の検討

- 3) 中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施
- 4) 表示の実態把握及び改善指導の実施

8. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- 1) SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施
- 2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

9. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

- 1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施
- 2) 車両状態評価に関する監修制度等についてのPR活動の実施

10. 消費者関連事業の推進

- 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施
◇苦情相談件数が多い事業者に対する監視調査及び改善指導の実施
- 2) 国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化
- 3) 消費者団体等との情報交換活動の実施

11. 広報PR活動の実施

- 1) 「支払総額」の表示で安心の公取協会員店の消費者に対するPR活動の実施
- 2) 会員に対する情報提供の充実

12. 大型車関係事業の推進

- 1) 規約に基づく適正表示の推進
- 2) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

13. その他の事業

- 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動
- 2) 公正取引に関する法令（独禁法、下請法等）の普及指導

二輪車関係の主な事業

1. 会員専用ページを活用した規約の普及活動

- 1) 店頭表示のセルフチェック活動を通じた適正表示の促進
- 2) 会員専用ページ利用促進による規約の普及活動の定着化

2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）の定着化

- 1) 「品質評価実施店」の拡充
- 2) 品質評価者講習の実施
- 3) 「品質評価実施店」の積極的なPRの実施
3. 走行距離等の不当表示の未然防止と厳正な対処
 - 1) 走行距離及び冠水車等の不当表示の未然防止の実施
 - 2) 走行距離表示に関する実態調査の実施
 - 3) 二輪情報誌との連携による適正な走行距離表示の促進
4. 「ステルスマーケティング告示」の施行に伴う規約・規則改正（案）の認定・承認申請及び周知活動
 - 1) 規約・規則改正（案）の認定・承認申請
 - 2) 「口コミ」投稿等における不当表示未然防止のための周知活動の実施
5. カatalog等の装備品の表示の問題点及び適正表示に関する周知活動

- 1) ウェブカタログの装備品表示の問題点等に関する周知活動の実施
- 2) 消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施
6. 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施及び今後の規約指導体制等に関する検討
 - 1) 今後の規約普及活動や指導体制等に関する検討、実施
7. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討
 - 1) SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施
 - 2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討
8. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動
 - 1) 消費者からの苦情・相談の受付と対応

2024年度決算

2024年度の決算(損益ベース)は以下のとおりです。

I. 経常収益 (単位：円)

勘定科目	決算額
1 会費収入	260,259,000
2 入会金収入	3,775,000
3 事業収益	22,573,010
4 雑収入	254,539
5 違約金預金取崩収入	3,000,000
6 総会開催費用引当預金取崩収入	6,500,000
7 退職給与引当預金取崩収入	12,360,517
経常収益計	308,722,066

II. 経常費用 (単位：円)

勘定科目	決算額
1 事業費	234,078,920
2 管理費	32,576,388
3 その他の支出	32,091,830
経常費用計	298,747,138

III. 一般正味財産 (単位：円)

勘定科目	決算額
一般正味財産増減額	9,974,928
一般正味財産期首残高	252,902,351
一般正味財産期末残高	262,877,279

選任・退任された副会長・理事・監事

選任された副会長・理事・監事

副会長	喜谷 辰夫
	塚田 長志
理事	大極 司
	秋葉 邦男
	島 雅之
	掛下 吉三
	高橋 亮
監事	平岡 裕

退任された副会長・理事・監事

副会長	竹林 武一(相談役に就任)
	海津 博(相談役に就任)
理事	小川 隼平
	木場 宣行
	小椋 道生
監事	小河原靖夫

中古車の展示車(プライスボード)の表示に関する 施行規則改正(案)が定時総会で承認されました

中古車の「支払総額」の表示の実施に伴い、店頭展示車(プライスボード)の表示について、電子機器を用いた表示が普及しつつあることを踏まえ、必要表示事項の文字サイズ等を含め、実態に即した規定とするための、自動車業の表示に関する公正競争規約の中古車に関する施行規則改正(案)が定時総会で承認されました。

＜中古車の店頭展示車(プライスボード)の表示に関する規則改正(案)のポイント＞

1)表示方法(電子機器を用いた表示を規定上も明確化)

◇縦21.0cm×横29.6cm(A4判)以上の大きさの用紙若しくはボード又はモニターサイズ11インチ(A4相当)以上の電子機器(タブレット、電子ペーパー)を用いて表示すること

2)文字の大きさ

- ①A3、B4、A4(A4相当の電子機器を含む)それぞれの表示サイズ毎に最低の大きさを規定
 - ◇最低の文字の大きさは、下記、**【別表1】**のとおりとする
 - ◇電子機器は、当面はモニターサイズ11インチ(A4相当)の場合の文字の大きさを定め、12インチ以上の場合の文字の大きさは、同サイズのモニターの普及状況を踏まえ見直す
- ②文字の大きさは、表示項目毎にメリハリを付ける
 - ◇「支払総額」は、他の表示項目よりも大きく表示
- ③文字の大きさは、フォントの違い、電子化を踏まえ、「Pt(ポイント)」で規定する

3)文字の大きさのバランス、表示箇所

- ①文字の大きさのバランス
 - ◇「支払総額」よりも「車両価格」を大きく表示する等、問題となるものを明確に除外
- ②表示項目の表示箇所
 - ◇「保証の有無」及び「定期点検整備実施の有無」は販売価格の近接した箇所に明瞭に表示する

【別表1】

規約第11条第1項の表示事項	分類	文字の大きさ(単位:Pt) [※]			
		用紙、ボード			画面11インチ の電子機器
		A3判 以上	B4判	A4判	
(1)車名及び主な仕様区分	3	24	20	17	17
(2)初度登録年月	4	18	15	12	12
(3)販売価格	「支払総額」(中古車施行規則第6条第1項の販売価格)	76	76	76	76
	「車両価格」及び「諸費用」	28	28	28	28
(4)走行距離数	3	24	20	17	17
(5)自家用、営業用、レンタカー、その他の別	4	18	15	12	12
(6)自動車検査証の有効期限	4	18	15	12	12
(7)前使用者の点検整備記録簿の有無	4	18	15	12	12
(8)保証の有無	「保証付き」又は「保証なし」	28	24	19	19
	「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」	24	20	17	17
(9)定期点検整備実施の有無	2	28	24	19	19
(10)修復歴	3	24	20	17	17
上記以外の付記等	5	15	13	10	10

※文字の大きさ(ポイント)は、日本産業規格Z8305(1962)による。

注)モニターサイズ11インチ未満の電子機器を用いて「販売価格」のみを表示し、その他の表示項目は用紙若しくはボードを用いて表示する場合も、「販売価格」は**【別表1】**で定める文字の大きさ以上とすること

＜今後のスケジュール＞

◇規則改正案について消費者庁及び公正取引委員会に承認申請、承認(2026年3月頃の予定)を得た後、速やかに施行(2026年4月1日施行予定)

■ プライスカードのデザインを追加、改正規則にも対応

ー プライスカード作成システムを改修、8月中旬以降リリース予定ー

2023年10月施行の中古車の「支払総額」表示に対応した、会員であれば無料でご利用いただける「プライスカード作成システム」は、2025年5月末現在で、約1,100社にご利用登録をいただいております。今後の更なる利用促進を図るため、現在システム改修を行っており、8月中旬以降リリース予定です。

< プライスカード作成システム 改修のポイント >

【1】カードデザインを追加、2種類(×4色)から選べるようになります

■初年度登録(検査)年月 2021(R3)年 7月	■車名及び 主な仕様区分 スカーレット 1.3X 1300CC CVT
支払総額 99.8 万円	
車両価格 90.0 万円	
諸費用 9.8 万円	
定期点検整備 付き ★24ヶ月点検整備 ★記録簿が交付されます。	
走行距離数 59千 km	
■修復歴 なし ■使用市 自家用	
■保証 付き ★保証書が交付されます。 ★保証内容については保証書をご確認ください。	
1年走行無制限 コンフォート保証	
2026(R8)年7月20日 累計走行距離の点検整備記録簿 有(12ヶ月)	
「支払総額」には、購入時に最低限必要な全ての費用が含まれています	
一般社団法人 自動車公正取引協議会 会員店 公知協会番号 AFTC01 コートリモーターズ	

既存

■車名及び 主な仕様区分 スカーレット 1.3X 1300CC CVT	車両価格	諸費用	支払総額
	5678.0 万円	99.9 万円	1234.9 万円
★支払総額には、保証料、税金(法定費用含む)、リサイクル料金相対額、登録等に付する費用(検査登録手数料及び車庫証明手数料等)等、購入の際に最低限必要な全ての費用が含まれています。 ★XX月現在、ふたふた登録、登録納税の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は含まれません。			
▶定期点検整備なし ▶要整備箇所あり		▶走行距離数 メーター交換歴車 交換前XX.X万キロ、交換後XX.X万キロ	
▶保証付き (著しく限定) 1年間走行無制限 エンジンのみ、工賃のみ		▶修復歴あり ★車両状態を表示した裏面で修復歴の部位・状態を確認してください	
▶初年度登録(検査)年月 2018(H30)年XX月			
▶車検証有効期限 2024(RXX)年12月21日			
▶使用歴 その他(構内使用車)			
▶前使用者の点検整備記録簿の有無 有(12ヶ月)			
フリーコメント欄			
一般社団法人自動車公正取引協議会 会員店 公知協会番号 0123456789 (会社名)			

開発中イメージ

- 【2】9,999万円まで価格表示が可能になります
- 【3】「保証内容」の表示を必須化しました
- 【4】「車名及び主な仕様区分」欄の入力可能文字数が増えます
- 【5】「フリーコメント」欄の入力可能文字数が増えます

本システムは、前述の改正施行規則で定める文字サイズに対応しております。是非ご活用ください。
ご利用は、当協議会ホームページから、まずは会員専用ページのご登録から!
<https://am-member.aftc.or.jp/>

■ 会員店を対象とした、「店頭表示に関する規約遵守状況調査結果」の概要

全国の会員販売店における、新車・中古車の店頭表示に関する規約遵守状況の実態把握及び改正規約(中古車の「支払総額」表示)への対応状況の確認を行うことを目的として、関係団体(自販連支部、軽自動車協会、中販連支所、整備振興会)の協力を得て、規約遵守状況調査を実施しました。

調査結果の概要は以下のとおりです。

➡規約遵守状況調査結果報告書は、以下をご参照ください

<https://www.aftc.or.jp/contents/am/download/chosa/index.html>

新車関係

	1. 価格表		2. 店頭展示車		3. 注文書	
	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
調査対象社数	1,112社	1,052社	1,069社	1,038社	1,079社	1,033社
規約どおり	94.8%	93.4%	85.4%	84.6%	97.9%	97.8%
表示もれ	5.2%	6.6%	14.6%	15.3%	2.1%	2.2%

中古車関係

	2024年度		2023年度	
	ディーラー関係	専門店関係	ディーラー関係	専門店関係
I. 店頭展示車	1,003社	997社	988社	1,243社
1. 「支払総額」の表示の有・無	99.5%	94.9%	97.8%	94.3%
①「支払総額」の名称で表示	99.5%	89.8%	98.3%	89.9%
②内訳として「車両価格」及び「諸費用」の表示	99.1%	88.7%	98.5%	88.5%
③「価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨及び「一定の条件を付した価格である」旨の表示	95.2%	80.1%	96.2%	83.0%
2. ①保証の有・無(付き・なし)の表示	98.6%	94.9%	98.8%	94.3%
②保証「付き」と表示した場合のみ ⇒ 「保証内容」、「保証期間・走行距離数」の表示	97.9%	93.1%	98.3%	93.6%
3. ①定期点検整備実施の有・無(付き・なし)の表示	98.5%	89.6%	98.3%	89.1%
②整備実施を「なし」と表示した場合のみ ⇒ 要整備箇所がある場合その旨の表示	100.0%	81.7%	92.5%	87.7%
II. 注文書	1,000社	960社	982社	1,198社
1. ①「車両価格」及び「諸費用」(合計額)の表示	100.0%	99.1%	99.8%	98.3%
②「諸費用」(合計額)には、「保険料」、「税金」、「登録等に伴う費用」を含めて表示	99.8%	96.4%	99.9%	96.1%
2. ①保証の有・無(付き・なし)の表示	96.0%	92.1%	94.3%	91.0%
②保証「付き」と表示した場合 ⇒ 「保証内容」、「保証期間・走行距離数」の表示	95.3%	93.2%	94.0%	94.5%
3. ①定期点検整備実施の有・無(付き・なし)の表示	93.5%	82.4%	92.8%	84.2%
②整備実施を「なし」と表示した場合のみ ⇒ 要整備箇所がある場合その旨の表示	97.9%	80.5%	94.4%	88.2%
4. 「納車準備費用」や「納車整備費用」等の不適切な費用の請求(請求あり)	0.3%	7.2%	0.6%	5.2%

<主な表示もれ>

- 昨年度同様、専門店関係における「支払総額」の名称や支払総額の内訳(「車両価格と諸費用」)、「支払総額は一定の条件を付した価格である」旨の付記説明、「定期点検整備の有無」の表示もれ

「新聞、チラシ広告の表示に関する規約遵守調査結果」の概要

—中古車の「支払総額」の表示への対応が、十分ではないところが見られます—

新車・中古車の広告表示に関する規約遵守状況の実態把握及び改正規約(中古車の「支払総額」表示)への対応状況の確認を行うことを目的として、2024年8月23日から9月28日に全国で配布された新車・中古車の新聞、チラシ広告の調査を実施しました。中古車の広告については、未だに「支払総額」の表示への対応が十分ではないことから、規約の遵守は例年よりも低い状況です。

会員各社におかれましては、自社の広告表示の点検をお願いします。

調査結果の概要は以下のとおりです。

➡規約遵守状況調査結果報告書は、以下をご参照ください

<https://www.aftc.or.jp/contents/am/download/chosa/index.html>

新車関係

	2024年度		2023年度	
調査対象件数	497	(100.0%)	427	(100.0%)
規約どおり	403	(81.1%)	328	(76.8%)
表示もれ等	94	(18.9%)	99	(23.2%)

<主な表示もれ>

- 個人リース料金・サブスク料金を表示した場合の「リース・サブスク料金の支払総額」や「賃貸である旨などのリース・サブスク契約に関する事項」の表示もれ
- 燃費を表示した場合の「数値は公式テスト値である」旨や「走行条件等により異なる」旨の表示もれ

中古車関係

	2024年度				2023年度			
	ディーラー関係		専門店関係		ディーラー関係		専門店関係	
調査対象件数	189	(32.5%)	392	(67.5%)	159	(27.7%)	416	(72.3%)
規約どおり	62	(32.8%)	54	(13.8%)	81	(50.9%)	28	(6.7%)
表示もれ等	127	(67.2%)	338	(86.2%)	78	(49.1%)	388	(93.3%)

<主な表示もれ>

- ディーラーにおける、「支払総額は、一定の条件を付した価格である」旨、保証付きの場合の「保証内容」及び「保証期間・走行距離数」、「定期点検整備実施の有無」の表示もれ
- 専門店関係における、「支払総額は、一定の条件を付した価格である」旨、保証付きの場合の「保証内容」の表示もれ、「定期点検整備実施の有無」、「修復歴の有無」の表示もれ
- 集計上は「表示もれ」とはしていないが、「定期点検整備の有無」の表示を、「付き」か「なし」ではなく、「有り」か「なし」で表示しているものがみられた

■ 中古車の修復歴の不当表示を行った会員に対し、「嚴重警告」及び「違約金」の措置

当協議会は、規約違反（修復歴の不当表示）を行った株式会社アップルワイエスコーポレーション（山形県：2025年7月1日付）に対し、「嚴重警告」及び「違約金」の措置を採りました。

会員各社におかれましては、修復歴について適正な表示を行うよう、お願いいたします。

<措置の内容>

一般消費者に販売する目的で中古車情報誌等に掲載した中古自動車の表示が、自動車公正競争規約第14条第6号の「修復歴があるにもかかわらず、その旨を表示しないことにより、修復歴がないかのように誤認されるおそれのある表示」に該当するため、「嚴重警告」の措置を採るとともに「違約金」を課した。

<規約違反の概要>

・会社名 株式会社アップルワイエスコーポレーション	中古車情報ウェブサイト「カーセンサーnet」に広告掲載した21台の中古自動車について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、「修復歴なし」と表示した。
・住所 山形県天童市老野森332-1	
・代表取締役 柴崎 恵美子	

<注意！> 修復歴の不当表示は絶対に行わないこと

修復歴がある車両について、「修復歴なし」と表示、あるいは、修復歴の有無を表示せずにあたかも修復歴が無いかのように誤認させる等の修復歴に関する不当表示は、走行距離数に関する不当表示と同様、消費者庁等も景品表示法違反で「措置命令」の措置（行政処分）の対象としているほか、民法や消費者契約法等の各法律上の責任も負うことになります。

オートオークションから「修復歴有」で落札した車両は、骨格に何らかの修復等がなされた痕跡があると判断された車両です。「修復歴有」で仕入れたのであれば、その後の流通に疑義を生じさせる判断は控え、「修復歴有」として表示、販売することが求められます。

■ 大手中古車専門店の不当な価格表示に対し、「警告」の措置

―「改善要請」に従わないため、規約違反被疑事案として調査を実施し、措置を採りました―

当協議会は、苦情相談が多い事業者を対象に「販売実態に関するモニタリング」を実施、問題が認められた事業者には「改善要請」を行っていますが、第2回(2022年9月～10月実施)のモニタリング結果に基づき「改善要請」を行ったにもかかわらず、その後改善が認められなかった大手中古車専門店に対し、規約違反被疑事案として調査を実施したところ、規約違反(不当な価格表示)が認められたため、「警告」の措置を採るとともに、販売方法等について「改善指導」を実施しました。

なお、本件は、中古車の支払総額表示に関する改正規約の施行(2023年10月1日)前の行為のため、改正前の違反措置基準に基づき、「警告」の措置を採ったものですが、今後、同様の違反行為(不当な価格表示)が認められた場合、現在の規約違反措置基準に基づき、初回から「嚴重警告」、悪質なものは併せて「違約金」及び「事業者名の公表」の措置を採ることとなります。

当協議会は、「支払総額」の表示による中古車の適正な表示及び販売方法の促進を図るため、引き続き、苦情相談の多い事業者(非会員含む)に対する「販売実態に関するモニタリング」並びに表示及び販売方法等に関する改善指導を実施してまいります。

➡措置及び改善指導の内容の詳細については、以下をご参照ください。

https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_202507keikoku.pdf

<表示及び販売方法等の問題点と「警告」及び「改善指導」の内容>

<表示の問題点と措置内容>	
問題点1	「定期点検整備別〇〇円」と表示しながら、「同整備費用を支払うこと」を販売条件とした(現行規約では定期点検整備費用を別途表示することはできません)
【措置内容(警告)】	◆定期点検整備の実施が販売の条件である場合は、「定期点検整備付き」と表示し、定期点検整備費用は車両価格に含めて表示すること。
問題点2	「保証付」と表示しながら、保証に要する費用(問題点1の「定期点検整備費用」)を別途請求
【措置内容(警告)】	◆「保証付き」と表示する場合、保証に要する費用を車両価格に含めて表示すること。したがって、定期点検整備の実施が保証を付ける条件である場合、定期点検整備費用は、車両価格に含めて表示すること。
問題点3	車両価格に含まれるべき『納車整備費用』等を支払うこと」を販売条件とした(新車含む)
【措置内容(警告)】	◆「納車準備費用」「通常仕上げ」等、名称の如何を問わず、新車・中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業の費用については、車両価格に含まれるべき費用であるため、車両価格に含めて表示すること。また、車両価格とは別に売買契約書等に計上し、請求する等の行為をしないこと。
問題点4	請求する根拠のない『土日納車費用』等を支払うこと」を販売条件とした
【措置内容(警告)】	◆「ナンバー変更手続代行費用」や店頭納車の際の「土日祝納車費用」等、名称の如何を問わず、請求する根拠のない費用を売買契約書や計算書に計上し、請求する等の行為をしないこと。また、車両価格とは別に売買契約書等に計上し、請求する等の行為をしないこと。
<販売対応の問題点>	
問題点1	割賦販売契約を提案する際、早期に完済する場合の違約金や事務手数料について、説明しなかった
問題点2	「納車直後の不具合」等の申し出に対し、適切に対応(無償修理等)しなかった
問題点3	契約成立前のキャンセルの申し出に応じなかった
問題点4	苦情等の申し出に対し、お客様相談窓口が適切に対応しなかった